

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年度（2018年度）第13回（定例会）

署名人 比嘉佳代

教育長 田端一正

開催日時 平成30年（2018年）11月9日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時58分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、平安真希子主査

（市民スポーツ課）山下恒課長、金城つかさ主査

（施設課）内間章課長、平良真哉主幹、山田義海主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

【市民文化部】徳盛仁部長

（文化財課）末吉正睦課長、根路銘敦子主幹、長嶺盛孝主査、上原俊彦技師、鈴木悠学芸員

【こどもみらい部】末吉正幸部長、儀間ひろみ副部長

（こども政策課）平良進課長、玉城亜希巳主査、新垣夏彦主査、金城友美主任技師

議事日程 ※日程2～6は非公開案件に該当。ただし、日程2～5の会議録は議会への議案提出後に公開。

- 1 報告1 「玉陵（たまうどうん）」の国宝（建造物）の指定について【文化財課】
- 2 報告2 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【施設課】
- 3 報告3 那覇市営奥武山体育施設の指定管理予定候補者選定の答申について【市民スポーツ課】

4 議案第26号 那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について

【市民スポーツ課】

5 議案第27号 那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例制定に関する意見の申出について【こども政策課】

6 報告4 平成30年度那覇市一般会計補正予算（12月補正）幼稚園関係分について【こども政策課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 皆さま、おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。教育委員の皆さまもお揃いですので始めたいと思います。

平成30年度第13回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は比嘉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、報告1「『玉陵（たまうどうん）』の国宝（建造物）の指定について」の説明をお願いいたします。徳盛市民文化部長、お願いします。

徳盛部長 報告1「『玉陵（たまうどうん）』の国宝（建造物）の指定について」、報告理由を説明いたします。国の文化審議会において、本市首里金城町に所在する国指定文化財（建造物）玉陵を国宝建造物で指定するよう文部科学大臣に答申しました。建造物としては、沖縄県内で初めての国宝指定となる壮大な規模の玉陵であり、今後、官報に告示され、3月くらいの予定なのですが、正式に指定になることを報告いたします。詳細については担当より説明いたします。

田端教育長 末吉文化財課長、どうぞ。

末吉課長 はいさい。文化財課の末吉でございます。今年度は弁之御嶽の国指定史跡（名勝）にして、それから今回の玉陵の国宝指定と、本市にとりまして大変喜ばしい記念すべき年となっております。

私からは、玉陵の概要を説明いたしまして、鈴木学芸員から詳しい説明をさせていただきます。現在、本市が所有する国指定重要文化財である玉陵を国宝に指定するよう、10月19日に文部科学大臣に答申されました。官報告示を経て正式に指定されることとなります。官報告示までは通常四、五ヶ月を要しますので、告示は来年の2月か3月頃になろうかと思っております。県内で初めて建造物として玉陵が国宝に指定されるのですけれども、重要文化財の中で特に価値が高く、類ない国民の宝たる物が国宝に指定されます。今回の指定により全国で建造物の重要文化財が2,467件で、そのうち226件、約10分の1が国宝となります。主な建造物の国宝といたしましては、東大寺、法隆寺、出雲大社、姫路城など名だたる建造物がございます。

玉陵の所在地ですが、資料の沖縄タイムスの新聞記事の中程に地図がございますが、守礼門から首里高校に向かう道路沿いになりまして、首里高校の向かい側に位置しております。平成4年に第二尚氏22代当主であります尚裕様より、那覇市が寄贈を受け、翌年の平成5年から有料で一般公開を行っております。年間の入館者数は6万5千人前後で推移しております。玉陵の国宝指定を記念いたしまして、文化財課では来年度に記念シンポジウム等の開催を予定しております。それでは鈴木学芸員から説明をさせていただきます。

鈴木学芸員 文化財課鈴木と申します。よろしくお願いいたします。今、お手元でございます「玉陵（たまうどうん）の国宝（建造物）の指定について」という資料の中身に沿って、ご説明いたします。まず玉陵の概要についてですが、玉陵は首里城の西側に位置する琉

球王国第二尚氏王統の王陵でございます。1501年に第3代尚真王によって築造されました。石垣のことを石牆（せきしょう）と呼びますが、この石牆で囲まれた敷地の奥に3棟の墓室が連立しておりまして、お墓の形としては沖縄の破風墓となっております。そして現存する最古で最大規模であり、王陵としての特殊性も示すということで、沖縄における建築文化と葬墓制を象徴する極めて完成度の高い陵墓として、深い文化史的意義を有しているということが、文化庁の指定の理由になっているものです。そして、今回、沖縄県では建造物として初めての国宝指定ということになります。裏面に図面を添付しておりますので、こちらをご覧ください。今回、建造物での指定ということで、建造物は墓室と石垣、それぞれ一点ずつ指定をしますので、計5棟がカウントされます。ちょっとわかりにくいかと思いますが、この図面で見ますと、石垣が周囲を囲んでいますけれども、これがまず1点でして、石垣を仕切っている真ん中に走っている石垣、これが2点目です。あとは墓室が左側から東室、真ん中が中室、右側が西室と3室に分かれておりましてこちらが3棟で、計5棟が今回国宝に指定される場所でございます。

1枚目の方の表面に戻りましてそれぞれ解説いたします。墓室については、今、申し上げたように左側より東室、中室、西室というふうに呼んでおります。真ん中の中室ですが、当時、洗骨という葬法が行われておりまして、洗骨についてはもうご存知かと思いますが、洗骨前の遺体を入れた棺を安置する場所が中室です。洗骨後に東室、向かって左側の部屋に王と王妃を納めまして、西室にその他の王族を納めるという使い分けがされています。こういった被葬者別に墓室を使い分けるのが、先ほど概要の中で申し上げました王陵としての特殊性ということで指定理由に挙がっております。

国宝指定についてですが、これまで沖縄県では那覇市の歴史博物館が所有しております琉球国王尚家関係資料（歴史資料）が国宝指定を受けております。玉陵は建造物として県内初の指定となります。玉陵が指定されますと、沖縄県の国宝指定は2件目となりまして、そのいずれも那覇市が所有するということになります。私からの説明は以上です。

田端教育長 ありがとうございます。写真も添付されておりますのでどうぞご覧ください。それではこの件について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いしたいと思います。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 すみません、教えてください。この新聞記事の中の玉陵から守礼門までの青い部分、これが全部敷地になっているんですか。

鈴木学芸員 これはおそらく首里城公園内の緑がある部分を表示していると思います。正確な指定範囲を示しているものではないんですが、目安としてはこの守礼門から玉陵に向かひまして、最初の一本目の道が下の方に走っていきまして、この角に首里城公園管理センターがありまして、その隣から玉陵がはじまっていて、概ね首里高校前の下に向

かってくる道の間の所までになります。

本仲委員　この緑の部分は全く関係ないということですね。

鈴木学芸員　そうですね、緑がある場所ということですね。

本仲委員　それからもう一つ教えていただきたいのですが、中門がありますよね、中門をくぐって中に入っていくわけですよね。低いですよね。何か意味があるんですかね。何回かね、頭をぶつけるんですよ。

鈴木学芸員　この門自体の高さについて、具体的に意味を示したものというのは残ってはいないんですけど、特に沖縄本島内でお墓に門を構えるというのは、ほとんど王様のお墓にしかないものなんですね。そういったことを見ていきますと、比較的高さが低いものが確かに多いです。おそらくそのまま入って行かないためか、もしくは当時の平均身長、王様が150センチ程度と言われているので、人間の方が大きくなってしまったのかもしれないですね。

田端教育長　他にないですか。はい、喜屋武委員どうぞ。

喜屋武委員　今回、国宝指定を受けることで、これまでの運営とか管理とか、何か変わってくることってありますか。

鈴木学芸員　制度的にはこれまでも文化財保護法で重要文化財として、国の指定とされていますので、制度的な変化というのはないんですけど、管理者としての心構えとしては、国宝になりますので、より緊張感を持って管理していきたいと思います。

喜屋武委員　ありがとうございます。

末吉課長　そうですね、注目度が全然違いますので。

喜屋武委員　質問をもう一ついいですか。玉陵、私も好きで良く行くんですけど、すごく通路が狭かったり、駐車場とかの問題とかもあるんですけど、そこが少しだけ心配だなと思っています。その辺りに関して予想されたり、気にされていることとかがあれば教えて下さい。

末吉課長　そうですね、駐車場はございませんので、来館者の皆さまにはご迷惑をおかけしてありますが、首里城に近いということもあり、首里城公園の駐車場をご利用いただいております。どうしても敷地に駐車場は準備することはできませんので、課題の一つにはなっております。

田端教育長　よろしいですか。他にないですか。大丈夫でしょうか。それでは他に意見はないということでもよろしいでしょうか。では、報告1「『玉陵（たまうどうん）』の国宝（建造物）の指定について」は、これで終了したいと思います。

それではここで会議の非公開について諮りたいと思います。議事日程2から5ですけども、議会への提案前の案件のため、非公開とすることが適当であると思われま。会議については非公開で行いますが、会議録については那覇市議会への提出後に公開したいと思います。その可否について委員の議決を諮りたいと思います。議事日

程2から5までを非公開としてもよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしということですので、議事日程2から5までを非公開といたします。また、次に議事日程6であります。これは予算に関する案件であるために、非公開とすることが適当であると思われま。その可否について、委員の議決を諮りたいと思いま。議事日程6について非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしということですので議事日程6についても非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

それでは報告2に移ります。報告2「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」の説明をお願いいたします。屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 それでは報告2でございます。「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」、市長の専決処分（学校事故）の議会報告について、別紙のとおり報告する。平成30年11月9日提出。教育長 田端 一正。報告理由 市長の専決処分事項の指定について（平成12年3月24日議決）により専決処分した学校事故に関し、地方自治法第180条第2項の規定に基づき市議会（11月臨時会）に報告するので、この件を報告する、というものでございます。詳細につきましては施設課の方から説明を行います。

田端教育長 内間施設課長、どうぞ。

内間課長 はいさい。よろしく願いいたします。それでは専決処分の報告理由を説明いたします。平成30年7月28日午後1時30分頃、那覇市立首里中学校グラウンドにて、野球部の練習試合中にファールボールがライト側のネットを超えて一般道へ出ました。その際、信号待ちをしていました車両に当たっております。右側の屋根、専門的な部材で言いますと、右側リアピラーを破損する事故が発生いたしました。これにつきましては損害賠償が4万9,140円となっております。賠償金につきましては本市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険が適用されることとなります。ボールは11メートルのネットを飛び越えて外に出ていったようです。11メートルというのは首里の周辺の学校においては一番高いネットでございますけれども、ちょっと距離が短いライト側、左バッターがファールボールを打ってネットを超えたということでございます。今後の対応といたしましては、通常の練習ではボールがネットを超えないような方向に打つ打撃練習をするということと、練習試合については広いグラウンドを選んで試合するというような対応をしていきたいということでございます。簡単ではございますが、以上でございます。

田端教育長 補足ですけど5ページの方に地図があります。バックネットがあつて、左バッターが引っ張ってファールボールを打って、この防球ネットがすぐ後ろにありますので、

そこまで飛んでいって落ちていったという形になると思います。写真もありますね。この件について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 事故現場は、これは信号待ちの所だと思うんですけど、渋滞する所ですか。この信号を曲がる所ですよ。

内間課長 国道82号線、これは首里駅側から下の儀保に向かって行く所です。右に曲がろうと停まっていた車に当たったということです。

本仲委員 儀保駅に向かっている所じゃないと右側にはならないからね。しかし、中学校のボールで車はへこむんだね。

内間課長 最近のボールは少し硬くなっていて、また11メートルの高さを超えているので、相当高いファールボールだったかと思われます。

本仲委員 硬球だとわかるけど。これ、硬いんですか。

屋比久部長 今、硬いそうです。硬球に近いくらい硬いそうです。

山田主査 今は、M球というボールができていまして、以前のA・B・C・Dよりも硬くて硬式に近いボールになっています。

本仲委員 青年たちが草野球で使っているボールはどうですか。

山田主査 あれはA・B・C・D球で、柔らかいですね。

比嘉委員 人通りも多い所ですから、人に当たらずに良かったということが不幸中の幸いですね。

本仲委員 これは練習試合だからということであるんだけど、練習試合に限らず、本当は思っきり打たせたいけど。

田端教育長 那覇市内の学校では思っきりできる場所は少ないんじゃないでしょうかね。これが右バッターであれば長い距離だったんですけど、左バッターで引っ張ったものだから、どうしても一番近い距離ということになってしまったと思います。はい、屋比久部長どうぞ。

屋比久部長 ちょっと補足です。今回、議会に提案するというので、提案前に会派ごとに説明を行ったのですが、やはりもっとネットを高くできないのかという話も出ていました。ただ、11メートルと言うと3階建てを超える高さなんですけど、それ以上になってしまうと、今度は強風で倒れたり、上げ下げをしたりといった管理がちゃんとできるのかと色々な問題があるので、すぐに回答はできないけれども、今後、検討したいとしています。あと、やはり同じように子どもたちには思っきり打たせてあげたいよねというふうな話もありました。その一方で、子どもたちにもやっぱりもう少し自覚を持って、これは例えば人に当たったら大変なので、こういうふうにはむやみに危ない方向には打たないといった意識づけを持つのも大事じゃないかなということが議会への事前説明の中ではありました。

比嘉委員 打つ方向のコントロールは試合の中では可能なんです。練習では可能ですけど。

屋比久部長 練習試合では良いのかなと思います。ただ、最近、子どもたちは少しふざけ半分と言うか、わざとと言うか、フェンスを越えようというふうなことを練習でもやったりということがあります。

本仲委員 これはわざとと言うより、僕も琉大の時にグラウンドで野球をしていたんだけど、やっぱり柵越えをしたいですよ。

屋比久部長 この辺りは危ないのでという自覚をやっぱり持ってほしいなと思います。

田端教育長 部活動は教育の一環ということもありますので、そこをしっかりとマナーとエチケットという形で指導をお願いしていきたいと思いますね。

屋比久部長 その辺りもしっかり集中してほしいと思いますね。

本仲委員 今はチームバッティングもできるからね。

田端教育長 そういうことで指導もしっかりやっていただいて、また、練習試合はやり方を工夫するということでもありますので、そういう形で再発防止に努めていきたいということになります。他によろしいでしょうか。休憩いたします。

～ 休憩 ～

田端教育長 再開いたします。他にご意見はありませんでしょうか。大丈夫ですね。それでは他にご意見がないということでもありますので、報告2「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」は、これで終了したいと思います。

次に報告3の方にいきたいと思います。報告3「那覇市営奥武山体育施設の指定管理予定候補者選定の答申について」と、議案第26号「那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は関連いたしますので一括で説明をお願いしたいと思います。屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 まず報告3でございます。「那覇市営奥武山体育施設の指定管理予定候補者選定の答申について」、みだしのことについて、別紙のとおり報告する。平成30年11月9日提出。教育長 田端 一正。提案理由 本市の指定管理者制度に関する運用指針に基づき、平成30年7月26日付け諮問第1号により那覇市スポーツ推進審議会に諮問したみだしのことについて、平成30年10月24日付けで別紙のとおり答申を受けたので報告する、というものでございます。

それを受けまして議案第26号でございます。「那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」、みだしのことについて、別紙のとおり市長に申し出る。平成30年11月9日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市営奥武山体育施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出するものでございます。詳細につきましては市民スポーツ課の方から説明を行います。

田端教育長 山下市民スポーツ課長、お願いします。

山下課長

よろしくお願いたします。まず報告3の資料からご説明いたします。鑑を捲って
いただきたいと思ひます。まず1ページでございますけれども、1ページはスポーツ
推進審議会で行われました答申の鑑となっております。そして捲りまして2ページが
答申の表紙、そして3ページ以下が説明となっております。概要につきましてご説明
をさせていただきます。奥武山体育施設は平成22年度より指定管理を行っております。
管理運営状況を確認する必要から3年ごとに指定管理を行ってまいりましたけれど
も、今年度で指定管理期間が終了ということになりますので、今年度より指定管理
期間を3年から5年間に變更いたしまして募集することにいたしました。3年間から
5年間にすることにより人材育成ノウハウの蓄積が図れるものと思ひます。はじめに
にありますとおり、7月26日に第1回スポーツ推進審議会が開催されまして、これ
を受けまして指定管理予定候補者の選定について諮問を行いました。スポーツ推進審
議会は委員が通常の7名に加え、指定管理者選定のために新たに臨時委員3名をお願
いいたしまして、合計10名の委員で選定にあたることになりました。その後、募集
期間8月1日から10月1日の2ヶ月間、指定管理者の公募を行いました。8月15
日には施設の見学会を行ひまして、見学会には数社の参加者がございましたが、最終
的に募集期間が終了しまして、応募は1社でございました。10月10日に第2回ス
ポーツ推進審議会を行ひまして、応募のありました1社のプレゼンテーション、そし
て選定を行った次第でございます。3ページでございますけど、まず1 応募団体が
特定非営利活動法人 那覇市体育協会でございます。これは現在の指定管理者と同じ
団体でございます。2 審査の実施が、今、申し上げましたとおり10月10日に第
2回スポーツ推進審議会を行ひ、業者のプレゼンテーションを行ひました。3 審査
経過は、そこに書いてあるとおりでございます。当日、委員10名のうち2名が那覇
市体育協会の関係者でございましたことから、2名は辞退届が提出されております。
また2名が欠席ということで、当日は6名で審査を行ひました。そして4 審査で
ございますが、プレゼンテーションの後、審査基準に基づきまして、各項目について審
査し、採点を行った次第でございます。審査結果が4ページの5 審査結果というこ
とで全体の満点が720点、そのうち6割であります432点を合否の最低基準とし
てございましたけれども、審査の結果、合計評価点558点ということで、約7割を獲
得してございます。ということで那覇市体育協会が選定されるに至りました。6が選
定理由でございます。1番として評価点の基準を満たしている。2番に他に応募者が
なかったということでございます。選定が終わりました後、7として委員から付帯意
見がいくつか要求されております。選定の審議会は10月10日でございますけれど
も、その審議結果を取りまとめいたしまして10月24日にスポーツ推進審議会会
長から、教育長に答申を行っております。その結果が先ほどの1ページの方の答申の
表紙になっております。以上が答申の報告でございます。

これを受けまして、議案第26号の方をご覧ください。答申の結果を受けまして、意見の申出ということで、教育長から市長の方に地教行法に基づきまして、意見の申し出ということで、このような形で意見の申し出の様式となっております。内容につきましては、1 管理を行わせる公の施設は那覇市営奥武山体育施設でございます。体育施設は3つございまして、まず奥武山野球場、いわゆるセルラースタジアムでございます。それから奥武山屋内運動場、奥武山トレーニング施設の3施設でございます。2 指定管理者となる団体は、先ほど答申を受けました特定非営利活動法人 那覇市体育協会でございます。3 指定管理期間は、平成31年4月1日から5年間の平成36年3月31日までとなっております。続きまして2ページは、議案書の鑑がございます。先ほどと同じ内容でございます。2ページの下の方は提案理由となりまして、提案理由といたしまして地方自治法の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出するということで議案提出となっております。3ページは提案理由の説明でございます。先ほど説明しました内容をまとめてございます。以上が議案でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

田端教育長 ありがとうございます。それでは、今の報告3と議案第26号、2本を一緒にご意見、ご質問をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 この奥武山体育施設は3つあるということですが、利用状況はどうでしょうか。例えば一番利用されていない施設などはどの施設なのでしょう。

山下課長 利用されていないとなるとちょっとなかなか難しいんですけど、セルラースタジアムの中には会議室もございます。それからパークやトレーニング室がございすけれども、特にスタジアムにつきましては、年々、ちょっと工事が入ったりして利用人数に変動がございす。スタジアムに関しては、概ね20万人以上の年間利用者で推移してございす。また、パークにつきましては、当初は少なかったんですけど、こちら利用者も年々増加してございまして、大体20万人以上の利用がございす。特に平成29年度はちょっと理由がはっきりわからないんですけども40万人の利用がございす。平成29年度のパークはですね、ちょっといろんな大きなイベントが重なることがありまして、40万人の利用がございす。トレーニング室につきましても、こちら当初は少なかったんですけど、平成28年度は1万6千人、平成29年度は1万8千人ということで、やっぱり年々増えている状況でございす。

平良委員 ありがとうございます。

田端教育長 プロ野球の公式試合にも使われていますよね。今年度もありましたよね。

金城主査 今年度の人数については、今、メモはございませんけれども、平成29年6月に西武とロッテがございまして、この時は1万5千人余りの入場者数がございました。平成30年度も同じような人数くらいかと思われます。

田端教育長 ありがとうございます。公式試合にも使われているということでもあります。他に

ありますか、比嘉委員どうぞ。

比嘉委員 付帯意見ということで、自主イベントの活性化について、今後、工夫をして下さいということですが、この那覇市体育協会の自主イベントというのは、どういうものが主にあるのか教えていただきたいと思います。

金城主査 指定管理者の方の自主イベントとして、ゆいレール杯ということで、那覇市に団体登録をしている一般の野球チームが集まったのトーナメントがあります。32チーム位です。その他にフットサルということでこちらはリーグ制になっておりまして、同じように18歳以上の那覇市に団体登録があるチーム12チームが行っています。あと琉米親善野球というものがございまして、米軍基地の関係者と沖縄の一般チーム、子ども、中学生と高校生のチームとの親善試合程度ですかね。他にも奥武山グリーンボランティアというものがございまして、奥武山公園内の清掃活動を行った後で、清掃活動をした小・中・高校生に対してスタジアムを無料で開放して、その後、試合を行っているということで、自主イベントとしては4つくらいですかね。ただ、平成29年度、30年度につきましてはスタジアムの大屋根の修繕工事が入っておりまして、ちょっと実施の方は見合わせております。以上です。

田端教育長 比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 もう一つ、スタジアム自体の稼働率というのはどういう感じになっていると思われますか。

金城主査 稼働率は、年間365日ありましたら雨天とかメンテナンスの日とかそういったものを除きまして、実際に利用できる時間と利用した時間で出すんですけども、スタジアムにつきましては大体80%位の稼働率になっております。

田端教育長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他に意見がないということですので、それでは議案第26号であります「那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は、原案のとおりで決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは異議なしということですので、議案第26号「那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は議決いたしました。

次に議案第27号「那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例制定に関する意見の申出について」を議題といたします。末吉こどもみらい部長、お願いします。

末吉部長 議案第27号「那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例制定に関する意見の申出について」、那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例制定について、別紙のとおり市長に意見を申し出る。平成

30年11月9日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市議会（12月定例会）に提案予定の那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び那覇市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則（2）の規定に基づき、市長に意見を申し出るので、この案を提出する。意見の内容につきましては、ページを捲りまして、本文の部分だけ読み上げたいと思います。みだしのことについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条及び那覇市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則（2）の規定に基づき、異議のない旨意見を申し出ます。条例の内容につきましては、担当の方から説明をさせていただきます。

玉城主査

私の方から内容についてご説明したいと思います。全幼稚園の移行を4年間かけて行ったんですけども、今回で最終となります。これまで毎年、学校設置条例で廃止する幼稚園を廃止して、新たな認定こども園を設置してということをやっていたんですけども、今回、幼稚園は全てなくなるということで、幼稚園に関わる条例の廃止とか、幼稚園という文言を削除したりとかという作業が新たに出てきましたので、それも併せて一本にまとめて整理する条例を制定しようと考えています。

内容なんですけれども、今回、改正する条例が8本ありまして、最初が那覇市立学校設置条例の一部改正になっていまして、こちらは第2条の方が幼稚園、第3条に小学校、第4条に中学校のことが書かれているのですが、この第2条の幼稚園の部分丸々削除する形になっています。そのため第3条、第4条が繰り上がって、第2条、第3条に代わる形になっています。あと、別表の第1に幼稚園の一覧、第2に小学校、第3に中学校と一覧が続いているんですけども、そちらも第1の幼稚園の表が丸々削除になりますので、小学校が別表の第1となって、中学校が第2となるという形の改正になっています。次に那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正なんですけれども、小祿南こども園までだったんですけども、それに新たに8園公立の認定こども園ができますので、この8園を追加する形となっています。

続きまして那覇市幼保総合施設条例及び那覇市立幼稚園保育料等条例の2本の条例の廃止なんですけれども、那覇市幼保総合施設条例は幼稚園がこども園になったことで、幼稚園と保育園の機能を併せ持った施設になりましたので、両方の機能を融合させて継続して一貫した保育を行うことを目的にしたこの条例は目的を達成したということで、廃止ということで考えています。那覇市立幼稚園保育料等条例についても、幼稚園制がなくなり幼稚園の保育業というのがなくなるので、これも廃止という形になります。

続きまして那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別処置条例、こちらは幼稚園教諭等となっているんですけども、この条例の中に新たな認定こども園の教諭である

保育教諭の方の追加はすでに終えているので、幼稚園教諭の部分を削除することになります。そのため、第2条の(1)、(2)で、(1)は幼稚園教諭、(2)に保育教諭のことが書かれていますので、(1)の幼稚園教諭の部分を削除して、(2)の部分になるので、第2条が1つだけになります。併せて幼稚園教諭等というタイトルを保育教諭等に改める形になります。

続きますして那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例なんですけど、こちらも第1条に「幼稚園、小学校及び中学校並びに幼保認定型こども園」という文言があるんですけども、これの幼稚園の部分を削除します。

続きますして那覇市保育所設置及び管理条例の一部改正の方なんですけれども、先ほどの説明しました那覇市幼保総合施設条例の廃止で、幼保園が廃止となり、あめくみらい幼保園がなくなるので、住所からあめくみらい幼保園内との表記を削除する改正となっています。

付則なんですけれども、これは平成31年4月1日から施行する形となっています。また、次項の規定は公布の日から施行するというので準備行為を設けています。施行が4月1日なのでその前に運営法人の選定など、内部的な準備や対外的な手続きも出てくるので、それができるように準備行為ということで入れております。その下に那覇市職員の懲戒に関する条例の一部改正について入れていますが、付則の方でこれを入れたのは、先ほどの給与条例のところでタイトルを変更したんですけど、タイトルを変更したことに伴って、必然的に改正されるものなので付則の方での改正としています。改正前の那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例の部分が、そのまま那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例というものになる改正となっております。以上となります。

田端教育長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思えます。大丈夫でしょうか。いくつかの説明がありましたけど、順を追っての説明でわかりやすかったんじゃないかと思えますけれども、大丈夫ですか。よろしいでしょうか。それでは、ないということで良いですね。それでは議案第27号「那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのことで議決いたしました。
それでは続いて報告4、議事日程の6番目です。

～ 非公開 ～

田端教育長 それでは非公開を解きたいと思えます。それでは以上をもちまして、平成30年度第13回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第26号	那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第27号	那覇市立幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するための那覇市立学校設置条例等の一部を改正する条例制定について	原案どおり可決